

業務の概要

1 生糸の輸入調整に関する業務

生糸の価格安定業務は、「繭糸価格安定法の一部を改正する法律」（平成9年法律第62号）の施行により、平成10年4月1日以降、安定価格帯制度は廃止され、生糸輸入調整法及び「蚕糸業経営安定対策要綱」（平成10年1月20日付け10農産第349号農林水産事務次官依命通知）に基づく生糸の輸入調整業務へと移行した。

(1) 生糸の輸入に係る調整等事業

ア 機構による生糸の輸入及び売渡し

機構は、農林水産大臣の承認を受けて生糸を輸入することができる。保有した生糸は、国内の需給及び糸価の動向を勘案しつつ一般競争入札等の方法により、適時市場に放出することとなっている。

15事業年度の機構による生糸の輸入は、実施しなかった。また、一般売渡しは、生糸価格が年間を通じて低迷傾向であったため実施しなかった。

イ 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し

生糸の輸入は、平成7年4月に生糸の国境措置が従来の一元輸入から関税化に移行されたことに伴い、機構が農林水産大臣の承認を受けて輸入するほか、関税相当額を支払えば誰でも輸入できることとなっている。機構以外の者が生糸を輸入する場合には、保税加工輸出用の輸入などの特別な場合を除き、関税法第67条の規定による輸入申告をする者は、その輸入申告に係る生糸を機構に売り渡して買い戻さなければならないこととなっている。このため、機構は生糸を輸入する者から当該生糸の売渡しと買戻しの申込を受け、売買差額相当額の担保の提供を受けた時は、買入れ売戻しの承諾を行い、承諾書を交付する。輸入申告者は、その承諾書を添付して輸入申告を行い、輸入許可後、機構に売買差額を納付して担保の返還を受ける。

売買差額は、一般者輸入の場合、生糸1kgにつき3,910円であるが、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要増進に資する見地から特に必要なものである旨、農林水産大臣の認定を受けた者が行う実需者輸入の場合は、農林水産大臣が毎月を適用期間として3,910円を超えない範囲内で定めた額に減額される。

なお、実需者輸入の農林水産大臣の認定する数量は、国内需要見込数量から国内生産見込数量を差し引いて得た数量を、農林水産省が経済産業省と協議の上、実需者の中央団体に内示することとなっている。15生糸年度の実需者輸入の認定は、需給価格動向に対応した弾力的な運用を図るため、農林水産大臣が四半期に分けて行った。四半期別の「生糸の実需者輸入割当枠」は、「年間の生糸の実需者輸入割当枠（40,000俵）」を各四半期ごとに分けた4分の1の数量（10,000俵）を基本とする。しかし、各四半期の算定期間の平均

生糸価格が「上位指標価格(4,900円)」を超えた場合、基本数量に20%プラス、「下位指標価格(3,100円)」を下回った場合、基本数量を20%マイナスし、認定数量を決定する。

また、予期せざる需給変動等の事態が生じた場合において特に必要がある時は、調整量等において所要の調整を行うことができることとなっている。

15事業年度の実需者輸入の買入れ・売戻しの数量は、31,454俵であった。

なお15生糸年度における実需者輸入の買入れ・売戻しの数量は、基本数量から20%マイナスの認定数量であった。15生糸年度第1四半期の認定数量8,000俵に対して承諾数量は6,801俵(残数量は1,199俵、承諾/認定数量比(以下、数量比)85.0%)、15生糸年度第2四半期分は認定数量8,000俵に対して承諾数量は7,986俵(残数量14俵、数量比99.8%)、第3四半期分は認定数量8,000俵に対して承諾数量は7,965俵(残数量35俵、数量比99.6%)、第4四半期分は認定数量8,000俵に対して承諾数量は7,659俵(残数量341俵、数量比95.7%)で生糸年度承諾合計数量は30,411俵(残数量1,589俵、数量比95.0%)であった。

織物消費の売れ行き不振で機屋の糸手当ては慎重で先約定が進展しない傾向などから、15生糸年度(平成15年6月~16年5月)においては、1,589俵の未達があった。各期の承諾数量等の内訳は、第3表及び第4表のとおり。

また、生糸輸入調整法第10条第2項に基づき農林水産大臣が定める額(実需者輸入の際に機構が徴収する売買差額)は、330円/kgであった。

一方、一般者輸入の買入れ、売戻しは、0.1俵であった。

(2) 生糸特別売渡し

機構は、生糸の保有期間が180日を超えるに至った場合に、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有する生糸を一般競争入札又は随意契約により売り渡すことができる。

15事業年度においては、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法として在庫生糸の輸出を行なうこととし、15事業年度上期は農林水産大臣の承認を受けて輸出向け専用の一般入札及び輸出向け随意契約を各1回行い、10俵及び500俵の合計510俵の売渡しを実施した。

また、15事業年度下期においては、輸出向け随意契約売渡しを2回行ない合計で4,750俵の売渡しを実施した。

(3) 新規用途等生糸売渡し

事業団は、生糸需要の増進に資するために新規の用途若しくは販路に向ける場合、生糸若しくは生糸の加工品の需要増進のために営利を目的としない団体が行う展示会その他の事業の用に供する場合又は試験研究用に供する場合に、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有する生糸を売り渡すことができる(昭和57年8月創設)。15年10月以降は、農林水産大臣の承認を受けずに売り渡すことが可能となった。15事業年度上期においては、1回の新規用途等生糸売渡事業の公

告を行い、新規用途等売渡審査会の審査により売渡対象事業として適当と認められた新規の用途又は販路に向ける事業として12事業主体14事業に対し290俵の売渡しを実施した。

（第5表）

また、試験研究用に供する場合においてその内容が特に高度であると認められるもので、事業団業務方法書第279条に規定する事業団補助事業であるハイブリッドシルク等開発普及促進事業を行う者に対し2俵の売渡しを実施した。（売渡しの相手方は日本製糸技術経営指導協会）

15事業年度下期においては、2回の新規用途等生糸売渡事業の公告を行い、新規用途等売渡審査会の審査により売渡対象事業として適当と認められた新規の用途又は販路に向ける事業として9事業主体13事業に対し630俵の売渡しを実施した。（第5表）

(第2表) 生系の買入れ・輸入及び売渡状況

区分	国産生系							外国産生									
	買入れ	安売売	安売渡	新規用途 等売渡	生系特別 売渡	実需者向 け売渡	期末在庫	買入れ			売渡						
								輸入	買換え (国産系)	計	安売売	買換え (輸入系)	実需者売渡	新規輸入系	在庫系	新規用途 等売渡	
(事業年度)																	
57	5,966	0	0	409	0	0	57,592	30,072	5,155	35,227	3,955	5,155	(5,190)	22,685	4,000	881	
58	35,397	0	0	1,077	0	0	91,912	12,440	7,150	19,590	0	7,150	11,150	1,000	8,369		
59	26,237	0	0	2,985	0	0	115,164	3,030	1,893	4,923	0	1,893	2,100	20,865	8,220		
60	0	0	0	7,032	1,000	0	107,132	14,990	2,800	17,790	0	2,800	0	24,000	2,136		
61	25,015	0	0	5,655	2,012	0	124,480	7,170	1,000	8,170	0	1,000	0	24,000	5		
62	0	0	16,900	8,807	0	0	98,773	13,000	0	13,000	0	0	0	24,000	0		
63	0	0	74,985	6,778	0	9,000	8,010	11,039	0	11,039	(615)	0	0	15,000	(25)		
元	0	0	5,000	1,010	0	2,000	0	31,549	0	31,549	6,965	0	12,523	10,000	414		
2	0	0	0	0	0	0	0	35,270	0	35,270	0	0	12,695	9,000	0		
3	0	0	0	0	0	0	0	36,180	300	36,480	0	300	17,150	9,000	0		
4	0	0	0	0	0	0	0	14,725	4,426	19,151	0	4,426	14,725	10,000	0		
5	0	0	0	0	0	0	0	14,640	4,220	18,860	0	4,220	14,640	7,000	0		
6	0	0	0	0	0	0	0	21,245	1,601	22,846	0	1,601	21,245	5,000	0		
7	10,418	0	0	0	0	0	10,418	6,115	1,020	7,135	0	1,020	6,115	-	0		
8	0	3,940	0	0	2,195	0	4,283	0	0	0	0	0	-	-	0		
9	0	0	0	0	0	0	4,283	0	0	0	0	0	-	-	0		
10	-	-	-	0	0	-	4,283	0	0	0	0	0	-	-	0		
11	-	-	-	0	0	-	4,283	0	0	0	0	0	-	-	0		
12	-	-	-	0	0	-	4,283	0	0	0	0	0	-	-	0		
13	-	-	-	25	0	-	4,258	0	0	0	0	0	-	-	0		
14	-	-	-	1	0	-	4,257	0	0	0	0	0	-	-	106		
15年	4月	-	-	-	0	0	4,257	0	0	0	0	0	-	-	0		
	5月	-	-	-	0	0	4,257	0	0	0	0	0	-	-	0		
	6月	-	-	-	0	0	4,257	0	0	0	0	0	-	-	0		
	7月	-	-	-	2	0	4,255	0	0	0	0	0	-	-	288		
	8月	-	-	-	0	0	4,253	0	0	0	0	0	-	-	0		
	9月	-	-	-	0	0	4,253	0	0	0	0	0	-	-	0		
	10月	-	-	-	0	385	3,868	0	0	0	0	0	-	-	0		
	11月	-	-	-	0	0	3,868	0	0	0	0	0	-	-	275		
	12月	-	-	-	0	0	3,868	0	0	0	0	0	-	-	50		
	1月	-	-	-	0	95	3,773	0	0	0	0	0	-	-	50		
2月	-	-	-	0	355	3,418	0	0	0	0	0	-	-	0			
3月	-	-	-	0	165	3,253	0	0	0	0	0	-	-	150			
15年度計	-	-	-	2	1000	-	3,253	0	0	0	0	0	-	-	813		
16年	4月	-	-	-	0	10	3,243	0	0	0	0	0	-	-	55		
	5月	-	-	-	0	20	3,223	0	0	0	0	0	-	-	50		
	6月	-	-	-	90	140	2,993	0	0	0	0	0	-	-	331		
	7月	-	-	-	0	120	2,873	0	0	0	0	0	-	-	50		
	8月	-	-	-	0	0	2,873	0	0	0	0	0	-	-	50		
(4~8月) 16年度計	-	-	-	90	290	-	2,873	0	0	0	0	0	-	-	536		

(注) 1.「0」は買入れ又は売渡しの実績がなかったことを示す。
2.「-」は当該事項が設けられていないことを示す。
3.()内は「買換国産系」で内数である。
4.法改正により、10年4月以降、「国産生系」とあるのは「輸入生系」とみなすこととなった。

(単位: 億)

系		買入合計 (買換系 は除く)	売渡合計 (買換系 は除く)	期末在庫 合計	生糸短期保管事業			期末在庫 合計 (短期保 管を含む)	外国産生糸	
し	計				期末在庫	買入れ	売戻し		短期保管 期末在庫	買入れ・売戻し
生糸特別 売渡し				(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
	(5,190)	(12,915)		(12,915)						
0	36,676	92,439	36,038	31,930	150,031	0	0	0	150,031	-
		(20,065)		(20,065)						
0	27,669	84,360	47,837	21,596	176,272	0	0	0	176,272	-
		(21,958)		(21,958)						
0	33,078	56,205	29,267	34,170	171,369	0	0	0	171,369	-
	(6,000)	(18,758)		(18,758)						
0	28,936	45,059	14,990	34,168	152,191	0	0	0	152,191	-
	(7,900)	(11,858)		(11,858)						
0	25,005	28,224	32,185	31,672	152,704	0	0	0	152,704	-
	(9,040)	(2,818)		(2,818)						
0	24,000	17,224	13,000	49,707	115,997	0	0	0	115,997	-
	(2,818)	(0)		(0)						
0	15,643	12,620	11,039	106,406	20,630	0	0	0	20,630	-
	(0)	(0)		(0)						
0	29,902	14,267	31,549	37,912	14,267	0	0	0	14,267	-
	(0)	(0)		(0)						
0	21,695	27,842	35,270	21,695	27,842	0	0	0	27,842	-
	(300)	(300)		(300)						
0	26,450	37,872	36,180	26,150	37,872	0	0	0	37,872	-
	(4,726)	(4,726)		(4,726)						
0	29,151	27,872	14,725	24,725	27,872	0	0	0	27,872	-
	(8,946)	(8,946)		(8,946)						
0	25,860	20,872	14,640	21,640	20,872	0	0	0	20,872	-
	(10,547)	(10,547)		(10,547)						
0	27,846	15,872	21,245	26,245	15,872	3,445	50	3,395	19,267	-
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						
0	7,135	15,872	16,533	6,115	26,290	6,533	9,928	0	26,290	26,840
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						65.0
0	0	15,872	0	6,135	20,155	0	0	0	20,155	34,016
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						1.5
0	0	15,872	0	0	20,155	0	0	0	20,155	30,028
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						0.3
0	0	15,872	0	0	20,155	200	0	200	20,355	34,382
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						0
0	0	15,872	0	0	20,155	0	200	0	20,155	38,992
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						0
0	0	15,872	0	0	20,155	0	0	0	20,155	36,578
	(11,567)	(11,567)		(11,567)						0
0	0	15,872	0	0	20,130	0	0	0	20,130	29,587
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	15,766	0	107	20,023	0	0	0	20,023	30,832
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	15,766	0	0	20,023	0	0	0	20,023	2,820
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	15,766	0	0	20,023	0	0	0	20,023	2,787
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
10	0	15,756	0	0	20,013	0	0	0	20,013	2,211
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
500	0	14,968	0	0	19,223	0	0	0	19,223	1,944
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	14,968	0	0	19,221	0	0	0	19,221	2,646
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	14,968	0	0	19,221	0	0	0	19,221	2,913
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
615	0	14,353	0	0	18,221	0	0	0	18,221	2,790
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	14,078	0	0	17,946	0	0	0	17,946	2,283
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
0	0	14,028	0	0	17,896	0	0	0	17,896	3,258
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
780	0	13,198	0	0	16,971	0	0	0	16,971	2,620
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
1,645	0	11,553	0	0	14,971	0	0	0	14,971	2,087
	(11,505)	(11,505)		(11,505)						0
710	0	10,693	0	0	13,946	0	0	0	13,946	3,095
	(7,190)	(7,190)		(7,190)						0
4,260	0	10,693	0	0	13,946	0	0	0	13,946	31,454
	(7,190)	(7,190)		(7,190)						0
615	0	10,023	0	0	13,266	0	0	0	13,266	2,395
	(7,190)	(7,190)		(7,190)						0
605	0	9,368	0	0	12,591	0	0	0	12,591	2,169
	(7,190)	(7,190)		(7,190)						0
610	0	8,427	0	0	11,420	0	0	0	11,420	2,167
	(7,190)	(7,190)		(7,190)						0
505	0	7,872	0	0	10,745	0	0	0	10,745	2,168
	(7,190)	(7,190)		(7,190)						0
1,875	0	5,947	0	0	8,820	0	0	0	8,820	2,586
	(3,710)	(3,710)		(3,710)						0
4,210	0	5,947	0	0	8,820	0	0	0	8,820	11,485

(第3表)輸入申告に係る生糸の買入れ売戻し状況(承諾ベース)

(単位:俵)

区分	平成15年 4月	5月	14生糸 年度 第4四半期 (3~5月)	6月	7月	8月	15生糸 年度 第1四半期 (6~8月)	9月	10月	11月	15生糸 年度 第2四半期 (7~9月)	12月	平成16年 1月	2月	15生糸 年度 第3四半期 (12~1月)	3月	15生糸 年度 第4四半期 (3~5月)	事業年度合計			生糸年度合計			
																		横浜	神戸	計	横浜	神戸	計	
実需者	中国	2,122	2,047	4,169	1,707	1,288	2,135	5,130	2,164	2,285	1,899	6,348	2,223	2,144	1,390	5,757	2,284	5,232	1,210	22,478	23,688	1,014	21,453	22,467
	ブラジル	689	729	1,418	503	656	510	1,669	749	505	384	1,638	1,035	476	697	2,208	811	2,427	1,059	6,685	7,744	1,197	6,745	7,942
	ベトナム	2	11	13	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	2	2
	タイ	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-
	計	2,820	2,787	5,607	2,211	1,944	2,646	6,801	2,913	2,790	2,283	7,986	3,258	2,620	2,087	7,965	3,095	7,659	2,269	29,185	31,454	2,211	28,200	30,411
一般者	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,820	2,787	5,607	2,211	1,944	2,646	6,801	2,913	2,790	2,283	7,986	3,258	2,620	2,087	7,965	3,095	7,659	2,269	29,185	31,454	2,211	28,200	30,411	

(第4表) 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しの国別・検驗局(工場)別実需者輸入数量

平成15生糸年度 合計

(単位: 俵)

織 度	中 国								中国計	ブラジル		ブラジル計	ベトナム	合 計
	浙江(A)	江蘇(A)	四川(B)	重慶(B)	安徽(B)	山東(B)	上海(B)	広東(B)		ブラタク(A)	カボウ(A)			
14中	-	-	-	-	-	144	-	5	149	-	-	-	-	149
20中	2,792	280	-	-	110	1,951	70	-	5,203	448	-	448	-	5,651
21中	740	15	-	-	-	119	-	-	874	218	390	608	-	1,482
25中	363	-	-	-	-	-	-	-	363	-	-	-	-	363
26中	6,910	355	-	-	20	3,240	-	-	10,525	-	-	-	-	10,525
27中	-	70	-	-	-	-	-	-	70	3,986	975	4,961	-	5,031
28中	364	-	-	-	-	10	-	-	374	-	-	-	-	374
30中	2,417	465	-	-	-	1,098	-	-	3,980	110	-	110	-	4,090
31中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	704	483	1,187	-	1,187
40中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42中	140	-	-	-	-	645	-	-	785	207	295	502	-	1,287
47中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	-	10
60中	-	-	20	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-	20
70中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	6
100中未満玉糸	2	-	-	10	-	-	-	-	12	105	-	105	-	117
100中以上玉糸	5	41	50	15	-	1	-	-	112	5	-	5	2	119
合 計	13,733	1,226	70	25	130	7,208	70	5	22,467	5,789	2,153	7,942	2	30,411
産地別	45.2%	4.0%	0.2%	0.1%	0.4%	23.7%	0.2%	0.0%	73.9%	19.0%	7.1%	26.1%	0.0%	

(第5表) 平成14事業年度新規用途等生糸売渡事業実績表

区 分	事 業 内 容		売 渡 数 量
新規の用途又は 販路に向ける事業	洋 装	シルクニット（バルキー加工絹糸）の製造・販売	15 俵
		シルクニット（交編）の製造・販売	5 俵
		絹婦人服地（先染）の製造・販売（輸出）	14 俵
		礼装用絹洋服地の製造・販売	10 俵
		絹洋服地（交織）の製造・販売	10 俵
	洋品雑貨	シルクパンティストッキング（交編）の製造・販売	5 俵
	インテリア	インテリア用機械手紡糸の製造・販売	5 俵
		室内装飾用高級美術織物の製造・販売	5 俵
		シルクカーテン地（交織）の製造・販売	5 俵
	寝 具	絹羽毛布団地の製造・販売	5 俵
	工 業 用	電線資材用（銅線被覆用）シルク加工糸の製造・販売	1 俵
	スキンケア	化粧品用（ファンデーション）の製造・販売	10 俵
		化粧品・食品用シルクプロテインの製造・販売	5 俵
	特殊衣料	シルク防刃チョッキの製造・販売	5 俵
	和 装	絹（交織）「おしゃれゆかた」の製造・販売	1 俵
	15 件		101 俵
試験研究事業	生糸・絹糸における染色及びハイパーガード加工（すれ、しわ、ちぢみ防止加工）とセリシン定着の試験研究		5 俵
合 計	16 件		106 俵

2 蚕糸業振興事業に対する補助業務

15事業年度に実施した補助事業は、10事業1,584,278千円であり、主な事業内容等は次のとおりである。

(1) 生糸等需要増進事業に対する補助

ア ハイブリッドシルク等開発普及促進事業

ハイブリッドシルク等をはじめとする新しいシルク素材の特性、長所などを最大限に発揮できる製品の開発、販路の開拓のため、新素材の製造、改良及び製織などの試作・開発研究を行うとともに、新素材に関する情報の収集、展示普及を実施する事業に対し補助することとし、日本製糸技術経営指導協会に対し、13,133千円の補助金を交付した。

イ 生糸絹製品情報宣伝普及事業

絹の需要増進、特に国産の生糸、絹製品の需要の増進を図るために、マスコミ及び一般消費者に対する統一的な情報提供活動及び広報宣伝活動を全国的に展開するとともに、これと併せて地方における需要増進のための展示普及を展開し、絹の消費基盤の育成を実施する事業に対し補助することとし、(社)日本絹業協会に対し、6,245千円の補助金を交付した。

ウ 地域ブランドシルク製品展示推進事業

地方におけるそれぞれの特色を生かした地域ブランドシルク製品の育成を支援し、全国の都道府県庁所在等の主要都市において、新しいシルク製品等に関する展示会を開催し、展示普及を積極的に推進し、これらブランド名の浸透、ブランドシルク製品の流通・販路の開拓等を促進するとともに絹の生産・消費基盤の維持拡大を図る事業に対し補助することとし、群馬県絹需要増進協議会に対し、1,500千円の補助金を交付した。

エ 国産生糸販路拡大事業

国産シルクの消費拡大を図るため、「日本の絹マーク」(国内で製織、染色された絹織物であることを表示するマーク)を広く国民にアピールし、国産シルクの消費促進活動を図る事業に対し補助することとし、(社)日本絹業協会に対し、7,536千円の補助金を交付した。

オ シルク需要増進特別対策事業

生糸及び生糸加工品の需要増進を図るため、絹業産地において需要の動向に即した高品質・差別化された生糸加工品の開発、需要開拓及び販路拡大事業に対し補助することとし、絹業産地組合等(25カ所)に対して65,000千円の補助金を交付した。

(2) 生糸調整保管等事業に対する補助

生糸等需給状況調査事業

生糸等の需給状況の変化を適時、的確に把握するため、需給状況等の調査及び需給状況等の検討会を開催し、「絹織物流通動向調査」等を作成する事業に対し補助することとし、中央蚕糸協会に対し646千円の補助金を交付した。

なお、生糸調整保管事業については事業を実施するには至らなかった。

(3) 蚕糸業経営安定対策事業に対する補助

「蚕糸業経営安定対策要綱」(平成10年1月20日付10農産第349号農林水産事務次官依命通達)に基づき、国からの蚕糸業経営安定対策交付金と輸入糸調整金を財源として、良質繭・良質生糸の生産を通じて、経営改善に取り組む養蚕農家の手取り向上と製糸の経営安定を図るため、全国農業協同組合連合会を通じて、蚕期毎に繭の品質に応じた補給金680,765千円及び奨励金563,192千円を交付した。(第6表参照)

(第6表)

	春蚕繭	初秋蚕繭	晩秋蚕繭	計
交付対象数量	312,688.7 k g	209,839.0 k g	252,738.6 k g	775,266.3 k g
蚕糸業経営安定対策補給金	279,948千円	172,888千円	227,929千円	680,765千円
蚕糸業経営安定対策奨励金	230,399千円	145,521千円	187,271千円	563,192千円
計	510,348千円	318,409千円	415,201千円	1,243,957千円

注：金額は千円未満四捨五入

(4) 養蚕文化継承対策事業に対する補助

ア 養蚕文化継承地域育成事業

養蚕文化継承地域(養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域)において、養蚕作業の省力化・効率化を図るため、3令まで共同飼育した稚蚕を当該地域の養蚕農家に配蚕する事業に対し補助することとし、岩手県蚕糸業推進協議会他7協議会等に対し、82,087千円の補助金を交付した。

イ 製糸工場再編整備事業

国産繭の生産量に応じた製糸操業の効率化による製糸経営の安定に資するため、廃業製糸工場の設備の撤去費、除却損、雇用対策費、残存製糸工場の生糸生産設備(ボイラー)の導入に対し補助することとしたが、事業実施計画書の提出がなく実施されなかった。

ウ 小型繰糸機開発実証試験事業

蚕糸基盤の確保と製糸経営の安定を図るため、新しいシルク素材の製造に必要な高品質生糸を生産する小型繰糸機の組立て実証試験に対し補助することとし、(財)大日本蚕糸会に対して16,777千円の補助金を交付した。

(5) 蚕糸業振興対策事業に対する補助

効率的養蚕産地育成事業

効率的な養蚕産地の再編・育成を図るため、県段階において養蚕産地再編合理化計画

等を策定し、これに即して養蚕産地育成推進員が生産性の高い産地育成のための指導を行うほか、稚蚕の安定供給体制の確立等を実施する事業に対し補助することとし、各府県養蚕産地育成協議会等（14ヵ所）に対し、119,489千円の補助金を交付した。

また、全国養蚕産地育成推進協議会を設置し、産地再編合理化の方向及び支援方策を検討し、全国的な指導調整等を実施する事業に対し補助することとし、全国農業協同組合連合会に対し、15,495千円の補助金を交付した。

3 生糸短期保管事業

事業団は、製糸の経営安定対策及び短期的な需給調整のため、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、事業団の出資者である製糸業者等から生糸の売渡しの申込があった時は、180日の売戻条件付きで当該生糸を買入れ、保管し、当該売渡しの者からの申込により売戻しを行うこととなっている。売戻代金は、買入代金に保管期間中の保管料、金利及び諸掛を加えた額で売り戻される。

15事業年度上期（15年4～9月）においては、実施されなかった。

なお、10月以降、当該事業は廃止された。